

会社法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見書

2022年（令和4年）11月2日

日本弁護士連合会

当連合会は、2022年（令和4年）10月7日付けで、法務省において公表され意見募集がなされている「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」（以下「本省令案」という。）について、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

本省令案の内容、すなわち、株主総会の電子提供制度において、書面交付請求をした株主に交付する書面（以下「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載することを要しない事項の範囲（会社法施行規則第95条の4第1項）を本省令案のとおり拡大すること及びいわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項（会社法施行規則第133条、会社計算規則第133条）を同じ範囲に拡大することについては、賛成する。

ただし、電子提供措置事項記載書面の記載事項については、各社が、株主との関係や株主の属性等を考慮の上、株主の議決権行使のための情報提供という観点からどのような内容とするのが最も適切であるかを判断して定めるべきものであり、その判断は、株主との対話の重要性を十分に踏まえて行われる必要がある。このような観点からは、各社が、法令上許容される事項の全てを一律に電子提供措置事項記載書面に記載しないとといった運用がなされないよう、法務省として、本省令案への改正の趣旨は、あくまで株主に対する情報提供の在り方の一部について、法律による規制ではなく各社の合理的な裁量に委ねようとするものであり、株主に対する適切な情報提供を前提とする株主との対話の重要性はいささかも否定されるものではないこと、したがって、今後は各社の実情等に応じた株主に対する情報提供の在り方が問われることとなり、その合理的な裁量の範囲内で、インターネットを利用することが困難な株主への配慮やサポートの工夫がなされることが期待されることについても十分な周知を図るべきである。

意見の理由

株主総会資料の電子提供制度の創設に係る令和元年会社法改正の際の議論においては、電子提供制度を利用することによって、株主に対して早期に充実した情報の提供が可能になるという利点があるとされていたが、他方で、インターネットへの

アクセスに困難がある株主が一定程度存在する状況に鑑みて、それらの株主を保護する趣旨で書面交付請求制度（会社法第325条の5）が設けられたものである。そして、上場企業が株主に対して提供する情報は、株主との対話の前提となるため、必要に応じて的確に提供すべきであるとされている（コーポレートガバナンス・コード補充原則1-2①）。したがって、このような経緯等に鑑みても、書面交付請求の制度を含む株主総会資料の電子提供制度の運用に当たっては、各社における株主との対話についての配慮が不可欠である。

この点、当連合会は、2018年3月15日付けで公表した「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見」（9頁）において、インターネットを通じて必要な情報を自ら得ることができない株主が相当数存在することを指摘した。その後、商事法務研究会において2022年2月から7月までの期間に開催された「商事法の電子化に関する研究会（電子提供措置事項記載書面）」においては、インターネットへのアクセスが困難な株主の状況について調査がなされ、それによれば、そのような株主は当時に比べて減っていると思われるもののいまだ相当数存在するものと推測され、当該株主が議決権の行使判断に資する情報を受領することを確保する必要性は依然として無視することはできない。

他方で、同研究会の報告書にも記載されているように、コロナ禍を契機として顕在化した感染症を巡る将来の見通しの不確実さやデジタル化の進展に伴う社会情勢の変化等を踏まえて、電子提供措置事項記載書面への記載を要しないものとする事項を拡大することにも理由があると思料される。これらの事情を勘案して、本省令案の内容、すなわち、基本的には現在の平時及び特例措置のウェブ開示によるみなし提供制度において書面への記載の省略が認められている事項、並びに事業報告における記載事項としての補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する事項の範囲内において、電子提供措置事項記載書面への記載を要しない事項（法令で記載を義務付けるものではない事項）を拡大すること並びにウェブ開示によるみなし提供事項の対象についても同様の事項に拡大する改正をすること自体は妥当であり、許容されるものとする。

もっとも、このような改正を行うに当たっては、本省令の運用が、以上のような経緯等や本省令案への改正の趣旨も踏まえたものとなるように、配慮がなされるべきである。すなわち、法務省としては、(1)本省令案への改正の趣旨は、あくまで株主に対する情報提供の在り方の一部について、法律による規制ではなく各社の合理的な裁量に委ねようとするものであり、本省令案で認められる範囲で拡大された範囲の事項を一律に記載しないことが要請又は推奨されているものではないこと、(2)株主との対話の前提となる的確な情報提供の重要性から、今後は各社の実情等に応

じた株主に対する情報提供の在り方が問われることとなり、その合理的な裁量の範囲内で、任意の書面提供の措置等、インターネットを利用することが困難な株主への配慮やサポートの工夫がなされることが期待されることについても十分な周知を図るべきであると考え、上記の意見を述べる。

以 上